



H30 春の法改正

■協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率の改定（平成 30 年 3 月 1 日施行）

健康保険料率（東京都） 従前：9.91% → 改定後：9.90%（労使折半）

介護保険料率（全国一律） 従前：1.65% → 改定後：1.57%（労使折半）

※協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとに設定されています。（最高は佐賀県 10.61%、最低は新潟県の 9.63%）

■労災保険料率の改定と雇用保険料率（平成 30 年 4 月 1 日施行）

雇用保険料率は平成 29 年度より変更はなく、労災保険料率は全 54 業種平均で 0.2/1000 引き下げとなります。

硝子・セメント製造業や非鉄金属精錬業など労災保険料率が引き上げになる業種もありますが、通信業、金融業、保険業などいわゆるオフィスワークが専らと想定される業種については据え置きとなっています。（通信業・出版業等：2.5/1000、金融・保険業・不動産業：2.5/1000、その他各種事業：3/1000）

■子ども・子育て拠出金料率の改定（平成 30 年 4 月 1 日施行） ※平成 30 年 3 月 28 日現在国会審議中

従前：0.23% → 改定後：0.29%（全額事業主負担）

■家事支援業務従事者に係る労災保険特別加入制度の新設（平成 30 年 4 月 1 日施行）

〈特別加入者の種類〉以下 4 種類に分類されます。

- ① 中小事業主…第一種特別加入者
- ② 一人親方…第二種特別加入者
- ③ 特定作業従事者…第二種特別加入者
- ④ 海外派遣者…第三種特別加入者

上記のうち③に「家事支援業務従事者」（いわゆる家政婦）が追加されることとなりました。詳細はミニ知識をご参照ください。

■障害者の法定雇用率の引き上げ（平成 30 年 4 月 1 日施行）

障害者雇用促進法により、すべての事業主には法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

これを「障害者雇用率制度」といいますが、平成 30 年 4 月 1 日からこの法定雇用率が引き上げられます。

また、民間企業の事業主は雇用する従業員数によりこの制度の対象となりますが、その従業員数も変わり、対象範囲が広がることとなりました。※週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者は、0.5 人としてカウントします。なお、下記の通り、民間企業は平成 33 年までに更に率の引き上げおよび対象範囲の拡大が進む予定です。

事業主区分		従前	平成 30 年 4 月 1 日以降	平成 33 年 4 月までに
民間企業	法定雇用率	2.0%	2.2%	2.3%
	従業員数	50 人以上	45.5 人以上	43.5 人以上
国、地方公共団体等	法定雇用率	2.3%	2.5%	
都道府県等の教育委員会	法定雇用率	2.2%	2.4%	

〈法定雇用率算定基礎の対象に精神障害者を追加〉

身体障害者、知的障害者に加え精神障害者である常用労働者が算定基礎の対象として追加されます。

■時間外労働等改善助成金の新設（平成 30 年 4 月 1 日施行予定）

従来の職場意識改善助成金（時間外労働上限設定コース）より改称され、助成対象の拡大とともに助成金額の上限が大幅に高くなる改正となっています。たとえば、従前は時間外労働時間を三六協定の基準以下に設定する内容の就業規則等規定の整備を実施すると最大 50 万円が支給されましたが、改正後は上記設定に加えかつ週休 2 日制にすると、最大で 200 万円の助成が受けられる可能性もあります。※中小企業庁により定義されている中小事業主が対象です。

知っておきたいミニ知識

労災保険の特別加入制度

労災保険は本来、労働者の負傷・疾病・障害または死亡に対して保険給付を行う制度ですが、同法における「労働者」（労働基準法上の労働者の定義に等しく、職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者）に該当しない場合この給付が受けられません。したがって、個人事業主や同居の親族は原則として「労働者」には該当しないものとされ、労災保険の適用対象外とされています。しかし、業務の実情や災害の発生状況に鑑み、特に「労働者」に準じて保護することが適当であると認められる一定の者について、特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。

以前から、家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に使用されるために家事使用人として労基法及び労災法が適用されない者のうち、介護サービスを提供する者（以下「介護作業従事者」という。）は特別加入の対象となっていました。同じ家事使用人でも、家事、育児等の作業に従事する者（以下「家事支援従事者」という。）は対象外となっていました。しかし、政府として、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍を促進する中で、家事、育児等の支援サービスの需要が増大すると考えられること、家事使用人は、介護サービスと家事支援サービス双方の作業を同時に実施することも多いことから、今回の法改正で家事支援従事者も労災特別加入の対象となりました。

業務場外の認定には、業務遂行性と業務起因性から判断されることは通常の労災認定と同様ですが、通勤災害についても労働者の場合に準じて「通勤」と認められる範囲で補償を受けることが可能です。

また、区分は、新たに設けられた「介護従事者及び家事支援従事者」として特別加入の適用を受け、保険料率は 1000 分の 5 となります。なお、介護作業及び家事支援作業の双方に従事する者が特別加入をした場合は、それぞれ別個の保険料を負担することはないとされていますが、「介護作業従事者」または「家事支援従事者」として 2 以上の団体の構成員になっても、重複加入は認められないとされています。（H. 30. 2. 8 基発 0208 第 1 号）